

富田林市こどもの権利に関する条例制定に向けた取組について

1. 背景・目的

- ・ 国において、昨年 4 月にこども基本法の施行や、12 月にこども大綱が閣議決定される中、こども・若者の意見を幅広く収集して、こどもに関する施策を企画、実施、評価することが重視されています。
- ・ 本市においても、「第 3 期富田林市子ども子育て支援事業計画」の策定と並行して、こどもや子育てに関わる当事者の参加を得ながら、令和 7 年度末を目標に「(仮称)富田林市こどもの権利条例」の制定をめざします。

2. 制定までの取組

令和 6 年度：こども等の意見収集

- ① 条例検討委員会（外部委員）
- ② こどもアンケート（小学生から高校生まで）
- ③ 市民アンケート（18 歳以上の市民）
- ④ こども・子育てに係る関係機関アンケート及びヒアリング
- ⑤ こどもワークショップ等
- ⑥ 制定過程の広報
- ⑦ 若者会議・生徒会サミット等との連携（こどもの権利をテーマに開催）
- ⑧ 未就学児や声をあげにくいこどもへのヒアリング
- ⑨ 小中学校教員への研修（小中学校での授業実施）

令和 7 年度：条例素案作成・制定（年度末）

- ⑩ 令和 6 年度の意見収集を踏まえた条例骨子案・素案の作成
- ⑪ 条例検討委員会（継続開催）
- ⑫ こども会議（条例作成に係るこども委員の参画）
- ⑬ 制定後の普及啓発のための広報ツール作成
- ⑭ パブリックコメント（市民全体・こども版）
- ⑮ シンポジウム（こども会議等の成果報告・条例素案の公表）
- ⑯ 議会上程・制定（令和 8 年 3 月議会を予定）

3. 富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会

座長：岡島克樹 教授（大阪大谷大学人間社会学部）

他、大学講師や弁護士、学校園代表、関係団体、公募市民等（全 14 名）

期間：令和 6 年 6 月から令和 8 年 3 月（隔月で全 11 回程度）

4. 条例を踏まえた取組

上記の取組と合わせて、条例制定後の具体的な取組についても研究・検討を進めます。

① こどもの権利救済機関の設置

→権利擁護委員・こどもオンブズパーソン・こどもコミッショナー等。権利侵害等の案件について、弁護士等の専門委員がこどもの相談窓口として対応し、救済（解決）までを支援する。（先進市:川西市・武蔵野市等）

② こども計画策定

→こども施策の総合的な指針となるこども計画の策定。権利条例を理念に掲げ、現在策定中の「第3期富田林市子ども子育て支援事業計画」も包含することで、令和7年度中の策定を予定。

③ その他

→条例検討委員会での協議や先進事例を参考に、SNS等の相談窓口や普及啓発・情報発信の方策を含め、効果的な取組の研究を行う。